

# 使用済みの農業用塩化ビニール・ ポリエチレンを回収します

問 牛久市農業用プラスチック  
適正処理推進協議会事務局  
農業政策課 ☎内線1513  
JA竜ヶ崎牛久宮農経済センター ☎875-0801

- ◆ 農業用塩化ビニール回収日 7月31日(火)、平成31年1月8日(火)
- ◆ 農業用ポリエチレン回収日 9月25日(火)、平成31年1月15日(火)
- ◆ 共通回収時間 午前8時～11時
- ◆ 共通回収場所 JA竜ヶ崎牛久宮農経済センター(小坂町)
- ◆ 共通負担金 2,000円

## 農業用使用済み塩化ビニール(農ビ)回収方法

### ● 回収できる農業用廃プラスチック

…使用済み農ビのみ  
(あざなみ 黒色、シルバー、糸入り、塩ビ製畦波は回収しません)

● 農ビには、統一マーク(農ビ)をブルー系でプリントしてあります。

◆ 荷造り ※登録番号の記入のないもの、適正な荷姿でないもの、異物が混入しているものは回収しません。



仕分けした使用済み農ビはよく乾燥させる。泥をはたき落とし、竹片、木片、作物のくず、パッカー、金属、ゴムひもなどの異物を完全に除去し、つづら折りにする。

1束ごと片方のひもの端に登録番号を記入する。マイカ線、灌水(かんすい)チューブは使わず、10～15kgで2カ所縛る。

※ふろしき包み、のり巻き包みは厳禁。

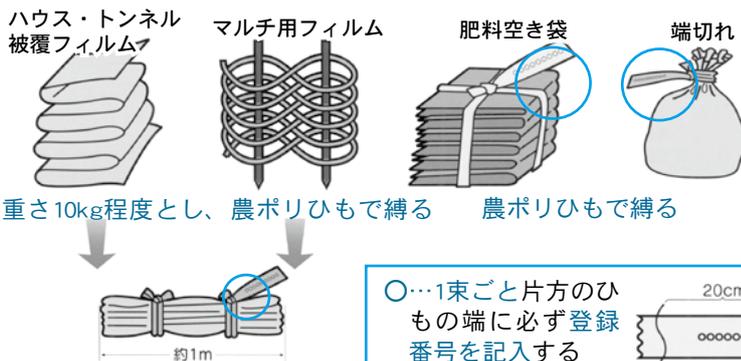
## 農業用使用済みポリエチレン(農ポリ)回収方法

● 回収できる使用済み農ポリの種類 …被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、肥料袋、灌水・散水チューブ、園芸用ポット、ポリコンテナ、水稻育苗箱、園芸用育苗トレイ

### ◆ 分別と仕分け

- ①種類ごとに分別こん包する。
- ②土砂、作物のくず、留め金などの金属、竹片、木片などを除去する。

### ◆ 荷造り



### 注意事項

- 搬入の際には、梱包ごとに必ず登録番号を記載してください。
- 農ビはビニールで、農ポリはポリエチレンで縛ってください。(マイカ線×)
- 土などの付着物は十分に除去し、金具などの異物は混入しないようにしてください。
- リサイクルできない農ビ、農ポリは、産業廃棄物です。各農家が責任を持って処理してください。
- 不法投棄、野焼き、使用済みプラスチックの野積みはいずれも犯罪です。法律により多額の罰金を科せられた事例が市内でも発生しています。くれぐれも適正な処理をお願いします。

毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱/法務省 牛久市、牛久市保護司会、牛久市更生保護女性会、牛久市青少年相談員連絡会

問 こども家庭課 ☎内線1732

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

市では、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会と連携し、市内の駅周辺において街頭キャンペーンを行うほか、市内の中学生に啓発品の配布をし、明るい社会づくりについて理解を深めていただくための活動を展開しています。

「更生保護」とは

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが、改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

社会の中での立ち直りを

助けるためには、地域の皆さんの理解と協力が不可欠です。

市では、犯罪や非行を防止、立ち直りの支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願い、地域や関係団体と手を取り合って、子育て支援や地域に根差したよりよい環境づくりに取り組んでいます。

地域の力が犯罪や非行を防ぎます

犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することも必要なことですが、再犯の防止と犯罪・非行を生み出さない家庭や地域づくりも必要不可欠です。地域ぐるみで力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築きましょう。



1



2



3

- 1 内閣総理大臣からのメッセージの伝達：牛久市保護司会より市長へ伝達されました
- 2 市長に手渡されたメッセージ
- 3 牛久駅・ひたち野うしく駅において「社会を明るくする運動」の啓発品を配布

牛久市更生保護女性会から  
「愛の募金運動」へ  
ご協力をお願い

— 青少年の非行防止と更生の援助のために —

皆さんの  
あたたかいご理解と  
愛の手を！



更生保護女性会では、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥った青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってもらいたいという願いを込めて、援助のための募金活動を行っています。

皆さんから寄せられた浄財は、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として施設へ寄付をしています。

「社会を明るくする運動強調月間」の期間中に会員が募金活動を行います。

趣旨をご理解いただき、皆さんの一層のご協力をお願いいたします。

牛久市更生保護女性会  
会長 藤田ちよの